

(早川聞多・森岡正博編『現代生命論研究』(国際日本文化研究センター共同研究「生命と現代文明」報告書、日文研叢書9)、国際日本文化研究センター、1996年1月、pp.157-178)

食べることはどのように倫理の問題になるのか

土屋 貴志

この小論の目的は、「食べる」という、一見倫理とは無関係に思われるごく日常的な行為が、今日においてどのように倫理的問題を含んでいるか分析することにある。この小論は、現代文明のもとにおける「食の倫理学」の序説の素描にすぎない。

I 私は何をどのように食べているか

まず、私の昨日の三食のメニューとその作り方を振り返ることから始めよう。

朝食：ジャムトースト、ミルクティー、ハムとモヤシの炒めもの。

食パンをオーブントースターで焼き、マーガリンとジャムをぬる。牛乳はマグカップに半分ほど注いで電子レンジで温め、電気ポットのお湯で入れた紅茶を注ぐ。ハムとモヤシは洗って水を切り、塩コショウを振ってフライパンで炒める。

昼食：サケ茶漬

冷凍しておいたご飯を電子レンジで解凍し、サケのフレークと佃煮と焼海苔をのせて、電気ポットのお湯で入れた日本茶を注ぐ。

夕食：ご飯、ジャガイモの味噌汁、サワラの西京漬、焼タラコ、千枚漬、切干漬

米をといで炊飯器にセットする。ジャガイモは皮をむいて一口大に切り、ナベの湯で煮て味噌を入れる。西京漬のサワラ(スーパーで買ったパックの切り身)と冷凍してあったタラコをガスレンジで焼く。千枚漬と切干漬は市販のものを盛りつけた。

このような食事は、今の日本ではそう特別でもない、ごくふつうの食事と思われる。そこで、この食事のなかで、倫理的に問題になりそうな特徴をざっと数え挙げてみることにする。

(1)自分で料理を作っていない

これらの料理は主に妻が作ってくれたものであり、私が自分で作ったものではない。私は単に「食べる人」でしかなかった。妻が専業主婦になって以来、我が家ではこの傾向が著しい。私はたまたま後片付けを手伝うくらいで、自分で調理することはほとんどない。

(2)食材を自分で調達していない

これらの料理の材料は、すべて店やスーパーマーケットで購入したものである。自分で畑から採ってきたり、海で釣ってきたりしたものは一つもない。ほとんどの食材は、サワラのようにすでに下ごしらえがすんだ半調理品であるか、さもなければパンやジャム、漬物のように、調理済みの加工食品である。

(3)生きものを殺している

これらの料理の原料のほとんどは、もともと生きていたもの、生命をもっていたものを殺して得たものである。パンの原料の小麦、ジャムのイチゴ、ご飯の米、ジャガイモ、モヤシ、ダイコ

ン、味噌の原料の大豆などは植物を刈り取って得られているし、ハム、サワラの切り身、タラコ、サケのフレークなどは動物の死体の一部を加工したものである。例外は牛乳と、紅茶および緑茶の原料である茶の葉くらいであろう。

(4)自分の手で殺していない

しかも私は、これらの食物を得る際に、みずから手を下して食物となった生きものを殺したわけではない。つまり、ものを食べる上でほとんど不可欠な「殺す」という作業を、私は誰か他の人に肩代わりしてもらっている。にもかかわらず、私たちは生きものを殺す作業に携わっている人を、しばしばさげすみの目で見る。

(5)生きものを苦しめている

これらの料理の原料を得る過程で、生きものに苦痛を与えている可能性がある。

第一に、殺されたり刈り取られたり搾乳されたりする当の生きものを苦しめている可能性がある。たとえば、ハムの原料になった豚を飼い屠殺する過程で、豚に著しい苦痛を与えているかもしれない(註1)。また、植物にも感覚があるという説が正しいなら、小麦や稲穂や大豆を刈り取ること、イチゴを摘むこと、ダイコンやジャガイモを掘り起こすことは、それらの植物にすさまじい苦痛を与えているのかもしれない(註2)。

第二に、殺される生きものの仲間を苦しめている可能性がある。たとえば、牛乳を搾るために母牛から引き離された子牛は、耐え難い悲痛を味わっているかもしれない。

第三に、農業作物の栽培、魚介類の養殖、畜産などによって生態系が破壊され、その生態系を構成する生きものを苦しめる結果になっている可能性もある。たとえば、私のミルクティーに入れた砂糖は、熱帯雨林を伐採し動物たちを追い払って作付けされたサトウキビから作られたのかもしれない。人工ふ化され放流されたサケは、その川本来の生態系のバランスを狂わせているかもしれない。また、集約的畜産の副産物である大量の糞尿は、十分な処理をせずに廃棄すると、環境汚染を引き起こすことになる。生態系破壊の影響は、人間以外の生きもののみならず、そこに住む住民の生活までも脅かしているかもしれない。

(6)食べ物を捨てている

私はたまたま昨日はこれらの料理を残さず食べたが、毎日すべての料理を絶対に残さず食べているわけではない。また、いわゆる「先進国」では、作られた食品のうちかなりの割合が捨てられている。たとえば、毎日毎日、膨大な量の加工食品が「賞味期限切れ」になって廃棄される。私たちは食べ物を大量に作って大量に捨てる社会に暮らしている。

(7)必要以上に生きものを殺している

食べ物を捨てているということは、必要量以上に生きものを殺しているということでもある。

(8)殺した死体を利用し尽くしていない

これらの料理の原料は、植物や動物の生命体の全体のうちの一部でしかない。すなわち、麦や稲のもみ殻や藁、ジャガイモや大豆の茎や葉、ダイコンの葉、サワラやスケトウダラやサケのアラなど、殺された生命体のかなりの部分は利用されずに捨てられている。私たちは、殺した生きものの死体を利用するにあたって、かなり無駄の多いやり方をしている。

(9)化石燃料を大量に消費している

これらの料理が出来上がる過程で、石油などの化石燃料が大量に消費されている。家庭で電気製品やガス器具を用いて調理される以前にも、半調理品や加工食品を作るために化石燃料が投入されている。さらに、原料である植物や動物を育て収穫するためにも、今日では大量の化石燃料が消

費されるようになっていく。

このことは、量の限られた化石燃料を近い将来に枯渇させることになるかもしれない。また、二酸化炭素をそれだけ多く排出しているため、地球温暖化も進行させているかもしれない。

(10)生態系の破壊を招いている

(5)で述べたように、これらの食べ物を得る過程で、生態系が少なからず破壊されている可能性がある。たとえそれが、その生態系を構成する生きものや、生態系に依存する人々を直接に苦しめる結果にはならないとしても、生態系が破壊されることそれ自体が問題にされるかもしれない。

(11)「南」の人々を搾取している

私たちの食べているものは、いわゆる「南」の人々を搾取して生産された可能性がある。砂糖や茶のようなプランテーション作物は欧米諸国が旧植民地の国々に栽培させたものであり、現在ではアグリビジネス(多国籍食品企業)や先進諸国がその価格を操作している。その結果、プランテーション作物を生産する「南」の国々では、農業労働者の賃金が不当に安く抑えられているだけでなく、収穫された作物が輸出にばかり振り向けられて国民の口には入らないということも起こる(註3)。

だが、これらの側面はほんとうに倫理的に問題であるといえるのか。もし言えるとするなら、それはどのような意味においてか。このことを以下で検討しよう。

II 私食生活はどのような規範に抵触するか

私の食生活の(1)~(11)の点は、どのような倫理規範から見て咎められる可能性があるか。まず、直接にこれらの点を咎められると思われる四つの規範を取り上げ、検討してみる。

1. 「自分でやるべし」

(1)「自分で料理を作っていない」、(2)「食材を自分で調達していない」、(4)「自分の手で殺していない」ということは、「自分でやるべし」という規範を重んじる立場からすれば非難すべきことになる。(1)はまた「家事の負担を妻だけに負わせるな」という考え方からも咎められるかもしれない。だが、この二つの規範はどこまで拘束力を持ちうるのだろうか。

「家事の負担を妻だけに負わせるな」

「家事は女がやるものだ」という考え方は、今日ではとうてい承認されないものになっている。それは、こうした言い方が、家事労働を負わせる根拠として、ただ女だからというそれだけの理由で女は家事をすべきであり、ただ男だからというそれだけの理由で男は家事をしなくてもよいということをししばしば意味していたからである。だが、女か男かという性の違いは、家事をすべきかもしなくてもよいかを決める根拠にはなりえない。

しかしながら、男か女かという単なる性の違い以外に、妻が料理を作り私は作らなくていい合理的な根拠があるならば、私が自分で料理を作っていないことを非難される理由はなくなる。

たとえば「料理は上手な方が作るべきだ」という考え方がある。上手な方が作ればおいしいので本人も家族も喜ぶし、手早く無駄なく出来上がる。だが、この考え方は、いつも必ず妻が料理を作るべきだという結論を導きはしない。私のほうが上手に作れる料理が全くないわけではないし、私が作る回数をふやせばそれだけもっと上手になるだろう。その結果、私と妻の料理の実力が同じくらいになれば、どっちが作ってもいいことになるし、もし私のほうが妻よりも上手になってしまったら、今度は妻でなく私が料理を作らなければならないことになる。

私自身の考え方は「家事はできるほうがやればいい」というものである。今はたまたま、私は家事をする時間がなく、妻には家事をする時間がある。だが、結婚した当初は逆であった。当時は妻がフルタイムで勤めており、私は大学院生で家にいることが多かった。だから、掃除や洗濯は完全に私の仕事であり、回数はけっして多くはなかったけれど、妻が残業などで遅くなる時は夕食も作ることもあった。

このように、私自身は「家事は女がするべきだ」とは考えていないから、「家事の負担を女性だけに負わせるな」という非難は的外れのようにみえる。だが、家事を妻だけに押しつけようという意図はなくても、現に自分で料理していないこと自体を咎める見方もあるかもしれない。また、私は口先だけで言い逃れをしているのであって、本心は「家事は女がするべきだ」と思っているに違いないと疑う人もあろう。私自身、知らず知らずのうちに、「できるほうがやれば」という範囲を超えて、妻に家事をやらせていることがあるような気もする。したがって、このような批判には素直に耳を傾けたいと思う。

「自分の手で食材を調達し、生きものを殺し、調理せよ」

「自分で料理を作るべきだ」という考え方は、「家事を女性だけに負わせるな」ということ以上のことを含んでいる。たとえば、私が腕利きの男性コックを雇って、家族の食事を作らせたでしょう。その場合、私は料理を妻に作らせているわけではないから「家事を女性だけに負わせるな」という非難は当たらないにもかかわらず、依然として「自分で料理を作れ」という考え方からすれば望ましくないことをしていることになる。

しかしながら、「自分で料理すべきだ」ということが「自分の食事は自分で料理すべきだ」という意味ならば、私は妻や娘の料理までは作らなくていいことになる。私が妻の分まで作ってしまったら、妻が「自分で料理すべきだ」と咎められることになる。また、そもそもまだ料理を作ることのできない3才の娘は、常に咎められることになってしまう。このことは、食材を調達すること、食材となる生きものを殺すことについても同様である。

このように、そもそも初めから自分でできない者にまで自分でやることが要求されていると考えるのは奇妙である。「自分でできない」のは子どもだけではない。老人や「障害者」もまた、自分でできないことがある。よって、「自分ですべきだ」とは、より精確には「自分でできることは、自分ですべきだ」と意味に解釈すべきであろう。

だが、そうすると、まず第一に「自分でできる」ということの基準が問われてくる。「自分でできる」ことでも、できばえや効率人は人によって大きく異なることがある。子どもでも「障害者」でも、大人や「健常者」の何倍もの時間と労力を費やせば「自分でできる」ことが多いが、しばしばそれは「できる」こととはみなされない。

また第二に、私たちは「自分でできる」ことを何から何まで実際に自分ですることは不可能である。たとえば、ほとんど釣りの経験すらない私でも、多大な時間と労力を費やせば、なんとか自分で魚を捕り、さばき、調理できるかもしれない。しかし、そのためには一日の大半をつぶすことになるだろうし、まして世界中の人々すべてが自給自足生活を送るのは不可能である。私たちは、自分でできることの大半を他人に任せあい、分業して暮らしていかざるを得ない社会に生きている。

したがって、「自分でできることは自分でやれ」という考え方を、それほど厳格に受け取る必要はない。たしかに、自分でできることは自分でするようにすれば、自分でできることの種類はそれだけ増えていく。このことは、子どもをしつけ、育てるときには重要な意味を持つ。しかし、私たちがみな、何から何まで、できることを自分でするのは不可能だし、他の人に頼んでやってもらったほうが効率的なことも多い。何でもかんでも自分でやろうと汲々とする人生より、気持ちよく明るく他人の手を借りまくる人生のほうが、むしろ楽しいだろう。

「自分の食べ物は自分で調達せよ」「自分で料理せよ」という考え方が妥当性をもつのは、食べ物を直接周囲の自然環境から容易に収穫でき、しかも自力で調達することが共同体を維持する上で大きな意味を持っていた社会においてであろう。だが、私たちの住んでいる社会は、もはやそのような社会ではなくなっている。したがって、今日においては、こうした考え方にこだわる必要は

あまりないように思われる。自分でしたい人は自分ですればいい。しかし、自分でするのが容易ではない人に「あくまで自分でやりなさい」と叱咤激励したり、自分ですることを強いたりするのは行き過ぎである。

2. 「殺すなかれ」

(3)の「生きものを殺している」ということは、「殺すなかれ」という倫理規範に反していることになる。ただし、この規範は、どのような生きものに、どのような場合に適用されるかという点に関して、実にさまざまなバリエーションがありうる。

もっとも厳格なのは、生きとし生けるものすべてを、いかなる場合にもけっして殺してはならないという規範（絶対的不殺生戒）である。すなわち、ヒトや哺乳類のような高等動物はもちろん、植物や、アメーバのような下等動物まで、あらゆる生物を、どのような理由にせよ、殺してはならない、という考え方である。

だが、このような厳格な規範を完全に遵守して生きるのは不可能である。まず第一に、(3)で述べたことだが、私たちが生きるために必要な食べ物の大部分は、生きものを殺して得たものである。したがって、けっして殺さずに生きていくとすると、ほとんどの食べ物が食べられなくなる。

もっとも、石油タンパクなど石油から合成された食品だけを食べていきっていくことは、あるいは可能かもしれない。石油はもともとは生物の死骸であるが、その生きものが死んだのは私たちが石油合成食品を食べるためではないし、私たちがその生きものを殺したわけではないから、石油合成食品だけを食べるなら絶対的不殺生戒を守れるように思えるかもしれない。だが第二に、私たちは生きている以上、必ず何らかの他の生きものを殺している。たとえば、私たちが食べる料理や、吸う空気の中にさえ、必ず若干数の細菌が含まれている。これらの細菌は、私の体内の食物消化システムや免疫システムの攻撃を受けて死ぬ。そうでなければ逆に私のほうが、これらの細菌の繁殖によって死んでしまうかもしれない。

このように私たちは、生物をまったく殺すことなしに生きることはできない。何の限定条件も付かない絶対的不殺生戒というのは、私たち自身が生きることをやめない限り、守ることのできない規範である。

そうすると、私たちが通常受け入れている不殺生戒は、必ず何らかの条件付きのものであることになる。この条件を、殺してもいい生きものの種類を定めるものと、殺してもいい場合を定めるものの二つの側面から見ていこう。もちろん実際には、この二種類の条件付けは組み合わさっていることが多い。また、条件の性質についても、満たささえすれば殺すのにまったく問題がなくなる条件というよりも、どうしても殺さざるを得ない場合に守るべき条件であり、満たしたとしても依然として殺すことは望ましくない、と受け取られているのが一般的であるようにも思われる。だが、ここでは便宜上、ある種の生きものはどんな場合でも殺してもいいとする条件付けと、ある場合にはどんな生きものでも殺してもいいとする条件付けの両極端のみを分析しておくことにする。

2-1. 殺してもいい生きものの種類

殺してもいいとされる生きものの種類についてはさまざまな立場が考えられるが、その中で最も論議を呼んでいる対立点は、ヒト以外の動物を殺していいかどうかである。ヒトを殺すことをどんな場合でも容認する立場はまずありえない。また、植物を殺すことまで禁止する立場は皆無ではないものの、かなり少数派である。それに対し、ヒト以外の動物を殺してもいいかどうかについては、見解は大きく分かれる。

日本国内では毎年、ペットとして飼われていた約40万匹の犬、約30万匹の猫が、地方自治体に引き取られて「殺処分」になる（註4）。また、私たちの食卓に上るために、年間約140万頭の成牛、約2000万匹の豚、約8億羽の鶏が屠殺されている（註5）。だが、こうした現状も、動

物を殺しても全然かまわないと考える立場では何の問題にもならないし、殺した動物の肉を食べることも、なんら咎められることではない。これに対し、一般に動物を殺してはいけないと考える立場では、以上のような現状はまさしく「大量殺戮」にほかならず、そうした大量殺戮の上に成り立っている私たちの肉食生活も、倫理的に大いに問題があることになる。

自分で殺さなければ食べてもいい？

ただし、動物を殺してはならないと考える立場の中には、他の人や生きものが殺したり、あるいは不可抗力によって死んだ動物の肉ならば、自分で殺すわけではないから、食べてもかまわない、という立場もありうる。この立場からすれば、私たちの肉食生活は、(4)のように「自分の手で殺していない」のだから、むしろ容認されるかもしれない。しかし、これに対しては、三つほど反論を提起しよう。

第一に、まったく偶然に死んだ動物の肉だけを食べているのならともかく、屠殺というのは殺されるその動物の肉を私たちが食べるために行うのであるから、私たちが殺しているのと実質的には変わらないのではないか。私たちは、少なくとも「共犯」であることは免れようがないし、屠殺する人に実行を依頼しているという意味ではまさに「主犯」ともいえる。私たちが肉を食べるからこそ動物は殺されるのであって、私たちが肉を食べなければ屠殺は行われず、動物たちは殺されなくてすむのだ。

第二に、たとえ死んだ動物の肉だけを食べているとしても、肉の味を覚えれば、より「活きのいい」肉を求めるようになり、やがて生きた動物を殺すことに手を染めることになるのではないか。これは一種の「滑りやすい坂」論法に基づく反論である。これに対しては、死んだ肉を食べることだけに留まっている限りは問題がないし、留まるに違いない、という再反論もありうる。

第三に、動物を殺すのなら自分の手でこそ殺すべきで、他人に任せて手を汚さないほうがむしろ悪いことである、という考え方もある。たとえば、生きているニワトリを追いかけて絞めて食べるという授業を行った鳥山敏子は次のように述べている。

わたしには、「生きているものを殺すことはいけないこと」という単純な考えが、「しかし、他人の殺したものは平気で食べられる」という行動と、なんの迷いもなく同居していることがおそろしくてならない。

狩りと採集の時代も、農業の時代も、人間は自分で口にするものは自分の手で殺してきたのだ。それは、多くの動物たちと同じように、ぎりぎりのところまで追いつめられ、そのいのちを維持するためであった。したがって、食べるということは、空腹を満たすということだけでなく、ある神聖さ、感謝があったように思えるのだ。(註6)

この考え方は、上述の「自分できることは自分でやれ」という考え方に重なってはいるが、けっしてそれに還元されるものではない。なぜなら「殺すのなら自分の手で」という考え方は、「殺す」という特別な行為にとくに限定して「自分の手で」ということを強調するからである(註7)。

以上三つの反論を考慮すると、「自分で殺さないなら肉を食うことはかまわない」という立場は、少なくとも今日の私たちの肉食生活を正当化することはできない。もし私たちが、屍肉しか食べないハイエナやハゲタカのような暮らしをしているのなら、このような立場に立って、動物を殺すことを非難しつつ肉食を正当化することもできようが、食べるために動物たちを殺していることが明白である以上、それは不可能である。すなわち、今日においては、動物を殺すことを非難するなら肉食もまた非難せざるをえないし、肉食を擁護するなら動物を殺すこともまた擁護せざるをえないのである。

では、そもそも動物を殺すことはなぜ非難されるのか。その根拠づけは論者によってさまざまであるが、一言でいうなら、動物はヒトの仲間とみなされるからである。たとえば、ある種の動

物は、ヒトと同じように殺されたくない欲求をもつから、殺してはいけないと考える論者がいる（註8）。また、動物には生きる権利があるから殺してはいけないという論者もいる（註9）。これらの論者はいずれも、動物とヒトの生物種の相違を重視せず、動物とヒトは連続的な存在であると考えている。動物に生きる権利があるという主張は、権利とはいったい何かという難問を含むので、簡単に肯定はできないが、ある種の動物は殺されたくないという欲求を持っているという主張は、それほど無理のない主張であるように思われる。

一方、動物を殺すことには問題がないと考える立場では、動物とヒトの違いを強調し、ヒトはあらゆる生きものの中で特別な地位を持っていると考える。

特別な地位をもつことの根拠も、論者によってさまざまなものが主張されている。たとえば、ヒトだけが言語を使用できるとか、理性を持つとか、心を持つとか、文明を持つ、といったようなことである。しかし、生物学的にヒトとされる存在すべてが言語を使用したり、理性や心を持っていたり、文明を発達させていたりするわけではないから、これらの特徴はすべてのヒトに共通の特徴ではない。また、理性や心を持ち、言語を使用し、文明を築いた生きものがもしヒト以外に存在する（たとえばE.T.？）ならば、その生きものにも特別な地位が認められてしかるべきであるから、これらの特徴は特別な地位をヒトだけに限定する根拠にもならない。

あるいは、ヒトの特別な地位の根拠を、ヒトが他の動物を打ち負かす強さを持っているということに帰する論者もいるかもしれない。つまり、強い者が弱い者を殺し食べるのは当然であり、弱肉強食は自然の摂理である、というわけである。しかし、この論理もまた、生物種としてのヒトの特別な地位を根拠付けるものではない。なぜなら、ヒトがつねに他の動物を打ち負かすとは限らないからである。ヒトはしばしば動物に打ち負かされ、殺され、食われることさえある。ヒトはいつも強者であり動物はいつも弱者であるという主張は事実と反している。

また、弱肉強食の事態が生じうるのはヒトと動物の間だけではない。ヒトという生物種の内部でも弱肉強食が行われることがある。弱肉強食論者はこの事態を容認するのか。もし容認せず、ヒトという生物種の成員同士の間だけは「共生」することを説くならば、この「共生」の原理はどこから導き出されてくるのか。ヒト同士の間では強者と弱者が共生すべきであるなら、どうしてヒトという「強者」と動物という「弱者」が共生すべきではないのか。

以上のように、生物種としてのヒトの特別な地位を、合理的な根拠に基づいて正当化することは難しいように思われる。したがって、どんな場合でも動物を殺すことにはまったく問題はないという立場を維持することは困難である。

2-2. 殺していい場合の条件

では次に、殺していい生きものの種類を定めるのではなく、殺していい場合を定める条件について考察しよう。

(1) 必要ならば殺してもいい

まず第一に「自分が生きるためにどうしても必要ならば殺してもやむをえない」という条件をつける立場がある。この条件は、殺す側の都合を厳しく限定する。たとえば、体内における殺菌の例などのように、その生きものを殺さなければ自分が死んでしまうという「正当防衛」の場合は、殺すことが認められる。また、食べるために殺すことに関していえば、この生きものを殺して食べなければ自分が死んでしまう、というような場合にだけ、殺してもいいことになる。たとえば、一人で密林に迷い込んで食料も尽きた時などには、そこに棲む生きものを殺して食べてもいいことになる。

この考え方そのものには、ほとんど異議は出ないように思われる。むしろ問題になるのは、どのような場合にどのくらい殺すことが「必要上やむをえない」と認められるか、という適用面に関してである。私たちの食生活が(7)「必要以上に生きものを殺している」と描写されるのは、私たちの現在の生きものの殺し方が、必要上やむをえない範囲を大きく逸脱していると考えられるからである。

私たちは食べなければ生きていけない。しかも、未来においては必須栄養素を満たす食品を無機物から合成できるようになるかもしれないが、現時点では、他の生きものの死体を食べるしか、栄養を得る方法がない。だから、生きていくために最低限必要なだけの食べ物を得るためには、生きものを殺すことは認められる。しかし、私たちが現在作っている食べ物は、この必要最低限の量をはるかに上回っている。それは、(6)としてまとめたように、膨大な量の食品を毎日捨てていることから明らかである。したがって「生きていくために必要だから」という言説は、これだけ大量の生きものを殺すことを正当化できない。

ロスが出るのは仕方がない？

もっとも、ここで、現在の日本の食品流通システムでは、ある程度のロスが出るのは避けられないから、人々に十分な食べ物がいきわたるためには、必要量以上に生きものを殺すのもしかたがない、という反論があるかもしれない。これによると、食べ物が商品として売られる以上、人々の栄養を満たすために必要な量と品揃えを確保しておくために、結果として大量の食べ物が廃棄されるのは避けがたいのだから、こうして廃棄される量も必要量の計算に繰り入れるべきだ、ということになる。

しかし、現在日本で生産されている食べ物の量は、「人々の栄養を満たすために必要な量と品揃え」を確保するのに十分な量さえも、すでにはるかに上回っていると思われる。私たちが今日さまざまな食べ物を食べるのは、もはや栄養を満たすためではなく、嗜好を満たすためといっよい。単に栄養を満たすためならば、食べ物のバリエーションはもっと少なくてもすむはずだし、毎日毎日同じような献立でも十分であろう。私たちの嗜好に応じて、さまざまな食べ物に値段が付けられ、なかには「珍味」として高く売れるというだけの理由で乱獲・乱獲されている生きものもある。この「飽食」の時代においては、商品としての食べ物の品揃えは嗜好を満たすために行われるのであり、栄養を満たすために行われるのではない。

もっとも、このような食品流通のあり方自体が即倫理的に糾弾されるとは限らない。だが、少なくとも「栄養を満たすために品揃えが必要なのだ」という理由が、現在の日本で行われている生きもの的大量殺戮と食べ物の大量廃棄を正当化しないことは明らかである。

(2) 苦しめないなら殺してもいい

殺してよい場合についての条件の第二は、「苦しめないなら殺してもいい」という、殺し方に関する条件である。「苦しめるなかれ」という倫理規範はのちほど詳しく検討するが、苦しめることと殺すことは分けて考えるべきである。なぜなら、殺す場合につねに苦痛が伴うとは限らないだろうし、殺さずして苦しめることはもちろん可能だからである。そこで、苦しめることは非難しても、殺すこと自体は非難しない、という立場がありうる。たとえばピーター・シンガーは、苦痛を感じることはできても殺されたくない（生き続けたい）という欲求を持たない生きものは、苦しめずに殺すならば、殺すこと自体に問題はないと考え、妊娠後期中絶や新生児の安楽死を肯定する（註10）。シンガーによれば、殺すことが倫理的に非難されるのは、殺されたくないという欲求を持つ生きものを殺す場合に限られるのであり、この欲求を持たない生きものは、殺すこと自体に倫理的問題はない。ただ、殺されたくないという欲求を持たない生きものにも、苦痛を感じる生きものと、苦痛すら感じない生きもの二種類があるから、苦痛を感じる生きものを殺す場合には、苦痛を与えないように配慮する必要がある。苦痛すら感じない生きものについては、どんな殺し方をしても、いっこうに問題にはならない、ということになる。

このように、シンガーにおいても、殺される生きものの種類を限定した上で「苦しめないなら殺してもいい」という主張がなされており、あらゆる生きものについて「苦しめなければ殺してもいい」と主張されているわけではない。殺されたくないとする生きもの、すなわち「殺されること自体に苦痛を感じる」生きものについては、苦痛が伴わないような殺し方は不可能である。それゆえ「苦しめなければ殺してもいい」という条件を、あらゆる生きものに適用することはできない。

しかも、「苦しめなければ」という条件は、「必要ならば」という条件に比べれば、殺す

ことを正当化する理由としては弱い。「必要ならば」という条件は、その生きものを殺さなければ自分が死んでしまうという緊急性に訴えるのに対し、「苦しめなければ」という条件は、苦しめない殺し方さえ守るなら、単なる嗜好や楽しみのために殺すことも認めてしまう。

一般に、殺していい場合をより限定する条件ほど、その限られた場合に関しては、殺すことを正当化する説得力を強く持つといえる。「苦しめなければ」という条件は「必要ならば」という条件ほど限定的でないゆえに、説得力は弱くなるのである。

(3) 死体を徹底利用するなら殺してもいい

殺してもいい場合を定める第三の条件は「死体を徹底利用するなら殺してもいい」という、殺した後の死体処理に関する条件である。だが、私たちは今日、この条件に反して、生きものを食べるために殺したのに食べずに捨てたり ((6))、その死体の一部分しか利用していなかったり ((8)) している。

だが、なぜ殺した生きものの死体を徹底的に利用しなければならないのか。その根拠としては三つほど考え方がるように思われる。

一つは「使えるものは無駄にしてはいけない」という考え方である。これは(9)の「化石燃料を大量に消費している」ことを非難する根拠にもなっているが、要するに「ものを大切にせよ」ということであり、のちほどくわしく検討する。

二番目は「死体を利用し尽くすことこそ、殺された生きものへの供養になる」という考え方である。すなわち、その生きものは自分のために身を捧げて死んでくれたのであり、そうである以上、死体を徹底的に利用することこそ、その生きものの「遺志」にかなったことになる、というわけである。自分で殺しておいて、それが殺された生きもの自身の意志だったとそぶくとは、考えてみればずいぶん身勝手な理屈であるが、私たちはしばしばこの理屈を口にする。それはおそらく、殺したことのうしろめたさを少しでも覆い隠すためであろう。この理屈はまた、以下に述べる三番目の宗教的な根拠と結びついていることが多く、単独で現れることは少ない。

三番目は「死体を利用し尽くすことこそ、その生きものを与えてくれた超越者に対する感謝のあかしである」という考え方である。この考え方では、殺された生きものは、超越者が自分に与えてくれた賜物と捉えられている。したがって、生きものの死体を無駄なく用いることが超越者の恩に報いる道であり、死体を無駄に捨てることは、恩を仇で返し、超越者の怒りを招くかもしれない、と推測されている。こうした宗教的な考え方は、いまなお私たちのなかである程度の妥当性をもっていられると思われる。超越者を持ち出さないまでも、今こうして食べ物が得られていることを一種の僥倖と捉える姿勢は、今日ではよりいっそう求められているのかもしれない。

だが、こうした根拠に基づいて考えても、「死体を徹底利用するなら」という条件は、「苦しめないならば」という条件よりもさらに、殺すことを正当化する条件として弱い。この条件は単に殺した後の死体処理のしかたを限定するだけなので、あとで死体を徹底利用しさえすれば、たとえ単なる楽しみのために残虐な殺し方をするような場合でさえ、認めてしまうことになる。これでは、いくら殺された生きものへの供養とか超越者への感謝とか弁明しても、偽善と受け取られてもしかたがないかもしれない。

以上、生きものを殺すことを正当化する条件について考察してきた。生きものの種類に関する条件については、とくに動物について、あらゆる動物をどんな場合でも殺してよいという立場を維持するのは困難であった。また、殺していい場合に関する条件については、まず、今日の生きものの殺し方は明らかに必要量をはるかに超えているので「必要ならば」という条件には当てはまらない。また、殺されること自体に苦痛を感じる生きもの、つまり殺されたくないと思ふ生きものを殺す際には、苦しめないことは不可能なので、「苦しめないなら」という条件を満たすことはできない。さらに、私たちは今日、明らかに「死体を徹底利用するなら」という条件を満たしてはいない。

このように、私たちが今日食べるために大量の生きものを殺している実態は、殺すことの正当化条件を満たしていない可能性が高い。

3. 「苦しめるなかれ」

(5)と(11)に述べたように、私たちの食生活は、他の生きものや人々を苦しめることの上で成り立っている可能性がある。もしそうであれば、「苦しめるなかれ」という倫理規範に抵触していることになる。

3-1. 他の人間を

まず、他の人間を苦しめることのほうから見ていこう。私たちの食生活は生態系の破壊を招いている(10)。生活環境を生態系に依存しているのはヒトも例外ではないから、生態系破壊の影響は単に他の生きもののみならず、人間自身にも降りかかってくる。その結果として、環境破壊に苦しむ人々が出てくる(5)。また、私たちの食べているものは「南」の人々を搾取して生産されたものかもしれない(11)。

ある食べ物を食べることが他の人々の苦しみを引き起こしているなら、それを食べることは控えるべきだろう。私たちが食べるのを控えることによって、そうした食べ物の需要が減り、生態系を破壊せず「南」の人々を苦しめることのないような食べ物への需要が高まっていく。それは最終的には、生態系を破壊しないような産業構造、「南」の人々を苦しめないような貿易体制への変革をもたらすかもしれない。たとえば、穀物を家畜に飼料として与える現在の工場畜産では、穀物に含まれる蛋白質の大半が無駄になっている。そこで、人々が肉を食べずに植物から直接蛋白質をとるようになれば、飢えている「南」の人々にも十分な蛋白質を供給できるだろう。こう考えて、菜食を貫く人々がいる。また、フィリピンのネグロス島の地場産業の振興を願って、アグリビジネスの安価なバナナを買わず、わざわざ高価な生協のネグロスバナナを買うことは、単なる自己満足以上の実質的な経済効果を生んでいるだろう。

もちろん、私たちの食生活は他の人々の苦しみの原因の一つにすぎないかもしれない。そうであるなら、私たちがその食べ物を食べないだけでは、人々の苦しみを完全になくすことはできない。しかし、私たちが食べないことで、人々の苦しみをなくすことに少しでも貢献できることがはっきりしているなら、やはり食べないほうがいい。したがって、アグリビジネスの製品や、農業戦略の道具にされている穀物などは、食べないほうがよさそうである。

3-2. 他の生きものを

次に、ヒト以外の生きものを苦しめることを検討しよう。「他者を苦しめるなかれ」という倫理規範は、ヒトだけに適用されるとは限らない。ここでいう「他者」には、ヒト以外の生きものも含まれる可能性がある。それは、ヒト以外の生きものの中にも、苦しみを覚えるものがあるかもしれないからである。だが、その可能性はどのくらい高いのか。

植物の苦痛については、『サボテンが喋った』のような書物はあるものの、一般にはあまり信憑性があるとは認められていない。通常私たちは、植物を苦しめないために庭木の剪定を控えたり、雑草を抜くのをやめたりはしない。このように、植物は苦しむことがないとみなされるのが普通であり、植物を刈り取って食べることも自体には、何ら倫理的問題はないと考えられている。

だが、動物、とりわけ哺乳類のような高等動物が苦しみを覚えるかどうかは論争になっている。シンガーやレーガンのような「動物解放論者」は、動物も明らかに苦痛を感じると主張する。シンガーによるとその根拠は、動物が、顔を歪めるとか手足をばたつかせるとか叫び声を上げるといったような、苦しみのしぐさをするとということと、動物がヒトとよく似た構造の神経系をもっていることにある(註11)。これに対し、動物は苦しむことがないと主張する論者は、動物には心がないということにその根拠を求めることが多い。たとえばピーター・カラザーズは、動物は痛みを感じるが、その痛みは意識されないから、配慮するには及ばないと主張する(註12)。

しかし、チンパンジーなどの霊長類の中には道具を用いてヒトに簡単な意志を伝えることができる個体もあるから、心を持つ動物は一つもないと言い切るのは難しい。したがって、動物は

けっして苦しみを感ぜないとはいえないと思われる。だとすると、動物を苦しめるような食生活は、やはり「苦しめるなかれ」という規範に抵触する可能性がある。

3-3. 「必要ならば苦しめてもよい」

だが、他の人々や生きものを苦しめないことが不可能な場合があるかもしれない。その場合には「苦しめるなかれ」という規範も、「殺すなかれ」という規範と同様に、例外を認めない絶対的なものではなく、条件付きのものにならざるを得ない。その条件として最も説得力があるのは、やはり「どうしても必要ならばやむをえない」という条件だろう。すると問題は再び、どこまでが本当に必要と認められるか、ということになる。

たとえば、他の人々や生きものを苦しめなければ自分が死んでしまう場合があるとする。その場合には、他の人間や生きものの痛みよりも当の生命の維持のほうが優先されるだろう。これは、その生命の自己中心的な判断として生存が図られるというだけの意味ではない。公平な第三者の判断としても、痛みと生命の重みを秤にかけると、やはり生命のほうが優先される、ということである。

また、死んでしまうまでとはいかなくても、他の人々や生きものに軽い痛みを加えなければ、自分にひどい痛みが加えられてしまうという場合もある。この場合には、痛み相互の間でその多寡が量られることになる。その結果、公平な第三者の目から見ても、自分に加えられる痛みのほうが、他の人々や生きものに加えられる痛みよりも大きければ、他の人々や生きものを苦しめることは認められるだろう。逆に、他の人々や生きものに加えられる痛みのほうが大きければ、自分が苦しむことに耐えなければならないことになる。

だが、痛み相互を比較することは、じつは相当やっかいな問題を含んでいる。まず第一に、自分の痛みと他者（人および生きもの）の痛みを比較考量するといっても、いったい誰にそれが可能だろうか。自分の痛みは自分しか感じることはできないし、他者の痛みはその人（ないし生きもの）にしか感じられない。一般に、痛みは、苦しんでいる当の存在にしか感じられない。どのくらい苦しいのかは他者には厳密にはわからないし、痛みの感じ方も人それぞれである。感じ方が異なるということは、痛みの量に関してだけでなく、痛みの質に関してもいえる。したがって、他者の痛みを厳密に「これだけだ」と判断することは、量の面からいっても質の面からいっても、厳密には不可能である。私たちは他者の痛みを、ごく大まかにしか理解することができない。

また第二に、かりに他者の痛みをおおまかにせよ理解できたとしても、苦しんでいる他者が複数の場合、単純にそれらの痛みを足し算できるかという問題が残る。複数の痛みがあればそれは合算して比較しようというのが功利主義であるが、痛みの感じ方は個人差があるから、全く同じ質の痛みというのはありえない。したがって、そのまま合算することはできないし、質の違いをなんとか量に換算して合算しようとする試みも、成功する保証はない。

さらに第三に、かりに質の違いを量に換算して合算でき、他者の痛みの総計が自分ひとりに加えられる痛みよりも大きいことがわかったとしても、一人ひとりの他者の痛み自体は自分の痛みよりも小さい場合、どうして自分がその痛みを堪え忍ばなければならないのか、という反論がありうる。この反論は、公平な第三者の目から見ても正当かもしれない。なぜならば、自分ひとりに加えられる痛みが著しく大きく、個々の他者に加えられる痛みは軽微なのに、他者の数が非常に多いので、他者の痛みを合計していくと、自分ひとりの著しい痛みの量をも上回ってしまうことがあるからである。複数の痛みを合算して比較する功利主義では、この場合には一人だけが苦しむことを要求することになってしまう。そこで功利主義は「一人が多数のために犠牲にされるのを正当化するのか」という手ごわい反論を招くことになる。

このように、痛みを比較することには確かに困難を伴う。しかし、私たちの食生活だけに関していうなら、第一に、「南」の人々を苦しめるような食べ物を食べないことに、それほど多くの苦痛を伴うとは考えられない。少々値段は高くても、アグリビジネス製でない食品を選んで買うことはできるはずである。アグリビジネス製の食品でなければ食べられない人や、それを食べなければ死んでしまう人がいるとは考えにくい。これに対し「南」の人々はまさに生命が危ぶまれるほどの貧

困と飢餓にさらされているのである。第二に、生態系の破壊については、厳密に言えば農耕や狩猟・採集さえも何らかの生態系の破壊を伴っていることになるだろうが、それでも生態系の破壊を最小限に止めるような方法で生産された食べ物を選ぶことはできる。第三に、現在の工場畜産や屠殺法において動物たちに加えられている苦痛は並大抵のものではない。これに対し、私たちはもっと苦しみを与えることの少ない方法で飼育し屠殺した肉を選んで買うことはできるはずだし、工場畜産による肉を食べないことにそれほど大きい苦痛が伴うとは思えない。

まとめていえば、私たちは他の人々や生きものを今ほど苦しめないような食生活に切り替えることができるにもかかわらず、それを怠っている。それゆえ、私たちの現在の食生活は、必要以上に他の人々や生きものを苦しめているといえよう。そうである以上、苦しめていることについて、申し開きは難しい。

4. 「ものを大切にせよ」

私たちは食べ物を大量に捨てている ((6))。また、殺した生きものの死体を徹底して利用せず ((8))、化石燃料を大量に消費し ((9))、生態系を招くような食生活をしている ((10))。これらの行為は「ものを大切にせよ」という倫理規範によって咎められる可能性がある。

「食べ物を捨てるな」

食べ物というのは「もの」のうちでも特別なものだ、という考え方がある。それはおそらく、食べ物がなければ私たちは生きていくことができないからであろう。そこで「食べ物を大切にせよ」という規範は、しばしば単なる「ものを大切にせよ」という規範よりも厳しい拘束力を持つ。食べ物を大切に残さず食べる習慣は、バランスよく栄養を摂取し健康を保つためにも必要とされる。しかし、今日の日本のように、膨大な食べ物が生産され、到底全部は食べ切れないほど巷にあふれている社会では、食べ物を腐らせたり捨てたりすることは避けられない。このようなとき、食べ物を捨てることは、そんなに悪いことなのか。

「食べ物を捨てるのがなぜ悪い」という反問に対して、「地球上には飢えている人がまだたくさんいる。その人たちに申し訳ないから、捨ててはいけないのだ」と答えることがある。しかし、この答えはやや的を外している。なぜなら「食べ物を捨てるのがなぜ悪い」という反問は、現時点で食べ物がありあまっている日本での、目前にある食べ物の処分のしかただけを問題にしており、地球上の食糧配分の不公正さまでは視野に入っていないからである。「飢えている人に申し訳ないから...」という答え方は、食糧配分の不公正さへの糾弾を伴っていなければ、食べ物がありあまるほど潤沢な生活をしているという優越感の裏返しでしかない。したがって、的を外さない答えは「捨てずに彼らにあげなさい」であろう。だが、ありあまっている食べ物のおよそ半分は保存のきかない食べ物であり、捨てるのが単に食べなかったからではなく、食べられなくなったからでもある以上、「彼らにあげる」のはほとんど不可能である。

このように、あまったら捨てるしかない段階に至ってしまったら、もはや「食べ物を捨てるな」とはいえない。「食べ物を捨てるな」という規範は、残さず食べることが可能な場合か、あるいは(加工する以前の原料の段階も含めて)食糧が保存のきく場合だけにしか当てはまらない。だからこそ、穀物など、保存のきく食糧や食品原料の再分配が求められる。日本のような国では食べ物を作りすぎないようにし、食べ物の不足している国々へ食糧や食品原料をまわすことが必要であろう。

「生態系を破壊するな」

生態系というのもまた、特別な「もの」の一つと考えられる。それはいうまでもなく、生態系は私たちヒトや他の生きものが生きるために必要な環境を構成しているからである。第1章の(5)で述べたように、生態系を破壊することは、そこに生きる生きものや人々を苦しめ、死なせる結果を招く。

しかし、生態系は特別なものなのだから、たとえ生きものが苦しんだり死んだりする結果

を招かないような場合でも、破壊することはそれ自体悪い、という立場もありうる。この立場からすると、生態系を保存することがかえって人々を苦しめる結果を招くとしても、やはり生態系を破壊してはならないことにもなる。このような立場は「生態系至上主義」と呼ぶことができようが、実際にこの立場に固執できる人がはたしてどれだけいるかはわからない。生態系至上主義が維持できないなら、「生態系を破壊するな」ということの根拠は、「ものを大切にせよ」という規範よりはむしろ「苦しめるなかれ」という規範に基づくことになる。

もっとも、地球全体の生態系を考えた場合、それは「もの」ではなく、それ自体一つの生きもの、一つの生命体である、という考え方もある。この考え方に従えば、地球生態系を破壊することは、まさに一つの生きものを苦しめたり殺そうとしたりすることと同じになり、「苦しめるなかれ」あるいは「殺すなかれ」という規範に直接抵触することになる。

「ものを大切に」二つの方向

「ものを大切に」必要があるのは、その「もの」の量が限られている場合である。その際、「もの」の保存がきくならば、「ものを大切に」とは、その「もの」を少しずつ大事に使うことを意味する。これは化石燃料などの天然資源の場合に当てはまる。だが「もの」の保存がきかなければ、「ものを大切に」とは、その「もの」が使えるうちに、あますところなく徹底的に使うことを意味するようになる。これはたとえば生きものの死体の場合に当てはまる。

死体を徹底利用せよ

「使えるうちに徹底的に使え」という規範は、食べるばかりではなく、およそ死体の利用法であればどんなものにも当てはまる。たとえば臓器移植が発達してくると、少しでも多くの人々を助けるために、臓器提供者の死体をあますところなく利用することが求められるようになる（註13）。

ものを大切に」する根拠

だが、そもそもなぜ「ものを大切にしなければならない」のか。その根拠づけの方向としては、三つほど考えられる。

(1)ものそれ自体に保存すべき価値がある

第一の方向は、「もの」それ自体に特別な価値があると考え。とりわけ、その「もの」が食べ物や生態系などのように、特別な「もの」とみなされる場合には、こうした根拠づけがなされることがある。

だが、あるものが特別なのは、その「もの」自体に価値があるというよりも、その「もの」が何か他の重要な価値を実現するために必要だからであるという場合がほとんどである。たとえば食べ物が特別なのは、私たちが生きていくために欠かせないからこそであり、食べ物自体に特別な価値がはじめから備わっているからではない。同様に、生態系が特別なのは、私たちを含むあらゆる生きものがその生を生態系に依存しているからであり、重要なのは生態系自体ではなく、生きもののほうである。生態系至上主義は、目的と手段を取り違え、生きものの生という目的ではなく、生態系という手段のほうに特別な価値を賦与してしまっている。

あらゆる「もの」は、それが手段として用いられる「もの」にすぎない限り、それ自体に特別な価値を賦与することはできない。それゆえ、この第一の方向は誤っている。

(2)あとで自分(たち)が困る

第二の方向は、その「もの」を大切にしないとあとで自分が困る、と考える。たとえば、食べ物を大切に」する習慣を身に付けておかないと、食べ物が手に入りにくい事態が生じたときに生き残ることができないし、生態系を保全しないと環境悪化に苦しむことになる、という理由付けをする。こうした考え方は「自分が困るかどうか」を行為の是非の基準としているという意味で「利己主

義」と呼ばれる。

しかし、利己主義による理由付けは、つねに「ものを大切にしない」報いが自分自身に降りかかってくるとは限らない、という限界を抱えている。そこで、「自分が困る」というのではなく「自分たちが困る」という「拡大された利己主義」が登場する。ここで「自分たち」とは、自分の仲間とみなされる存在すべてのことである。それは、私の子孫であることもあるし、「人類全体」であることもあるし、人類を超えて「生きとし生けるもの全体」であることもあろう。環境倫理学ではしばしば説かれている「人類の生き残り」や「世代間倫理」とは、この「拡大された利己主義」に訴えるものにほかならない。

あるいはここで、自分たちだけではなく「他者が困る」という利他主義的根拠付けもあると指摘されるかもしれない。だが、他者が困るのがなぜ問題なのかを考えてみると、「他者」といってもまったく自分たちには関わりのない存在なのではなく、やはり自分たちが配慮を払うべき存在の範疇に入るからである。そうでなければ、困らないように気を配ることもないだろう。したがって、「他者が困るから」という利他主義的根拠付けも、広い意味では「自分たちが困る」という「拡大された利己主義」に含まれると見ることができる。

(3) 効率的利用こそ善

第三の方向は、大切にすること、効率的に利用すること自体に意義を見出そうとする「効率至上主義」である。これによると、食べ物を大切にするのは、食べ物に価値があるからではなく「大切にすること」それ自体が尊いからであり、生態系を保存すべきなのは、生態系が特別な価値を持っているからではなく「保存すること」それ自体が望ましいからであり、臓器提供者の死体を徹底的に利用すべきなのは、より多くの人が助かるからではなく「徹底的に利用すること」それ自体が正しいからである、ということになる。

だが、効率的に利用することが望ましいのは、効率自体が望ましいからというよりも、それによって自分や自分たちや他者が、より多くの利益を得られるからである、と考えるほうが理に適っている。また、効率だけを考えた利用のしかたが、かえって人々の苦しみを招くような場合もある。効率至上主義はそのような場合でも効率的な利用のしかたが正しいと主張するが、どうみてもこれは行き過ぎであろう。効率至上主義は、効率的利用法という手段にすぎないものを目的に祭り上げているという意味で、「もの」自体に特別な価値を置く方向と同様、倒錯している。

「困る」とは？

以上のように考えると、ものを大切にする根拠付けとしては、第二の「自分(たち)が困る」という方向のみが妥当性をもつことになる。だが、ここでいう「困る」とはどういうことだろうか。それは要するに、広い意味で「自分(たち)が苦しむことになる」ということか、あるいは「自分(たち)が死ぬことになる」ということであるように思われる。そうだとすると、「ものを大切にせよ」という規範は、自分ないし自分たちに関する「苦しめるなかれ」「殺すなかれ」という規範によって基礎づけられるといえる。すなわち、「ものを大切にせよ」という規範は、「苦しめるなかれ」「殺すなかれ」という規範から派生した二次的な規範であり、「苦しめるなかれ」「殺すなかれ」という規範に還元されることになる。

さて、この章で確認されたのは次のようなことである。私たちの食生活は「自分でやるべし」「殺すなかれ」「苦しめるなかれ」「ものを大切にせよ」という四つの規範に抵触しているように思われた。だが、このうち「自分でやるべし」という規範は、今日の社会においてはそれほどこだわる必要はなくなっている。また「ものを大切にせよ」という規範は、「苦しめるなかれ」という規範か「殺すなかれ」という規範に還元される。したがって、私たちの食生活を咎めるのは結局「苦しめるなかれ」と「殺すなかれ」という二つの規範であることになる。

III どうして好きなように食べてはいけないのか

しかし、私たちの食生活がこれらの規範に抵触していることがわかったとしても、「それがどうした。私の好きなものを好きなように食べてなぜいけないのだ。何を食べようとも、個人の勝手ではないか」といいたい方もいるかもしれない。このような反論には、二つのタイプがあるように思われる。

1. 「食べることは個人の自由に属する」

第一のタイプは「何を食べるかは個人の自由に属する事柄であり、他人にとやかく言われる筋合いはない」と考えるものである。ここで、なぜ食べることが個人の自由に属するかというと、食べることで他者に迷惑をかけたり、他者に害を与えてはいない、と認識されているからである。つまり、このタイプの反論の前提には「他者に迷惑をかけたり害を加えない行為は、個人の自由の領域に属する」という考え方がある。

この考え方は近代の自由主義の根本をなす考え方であるが、その源流はJ. S. ミルの『自由論』(1859年)の次のような一節にある。

文明社会のどのメンバーに対してにせよ、本人の意志に反して権力を行使するのが正当とされる唯一の目的は、他者に害が及ぶのを防ぐということである。(註14)

ミルは続けて、本人のためになるとか、そうすることが賢明であるとか正しいとかいうことは、いさめたり説得したり嘆願したりすることを正当化する根拠にはなるけれど、強制したり罰したりすることを正当化する根拠にはならないと述べている。このようにミルは、他者に害を与えない場合でも、いさめたり説得したり嘆願したりする余地は残している。しかし、今日においては、他者に迷惑をかけなければ、とやかくいわれる筋合いはまったくないという考え方のほうが一般的になっているだろう。

だが、今日の私たちの食生活を振り返った場合、他者にまったく迷惑をかけていない、まったく害を加えていない、といえるだろうか。前章までで検討したように、私たちの食生活は多くの生きものを殺し、「南」の人々や動物たちを苦しめる上で成り立っている。生きものを殺すことや、苦しむ存在を苦しめることは、それらに害を与えることにほかならない。それでも、そうしなければ私たち自身が生きていけなかったり、著しい苦しみにあえがなければならないとしたら、まだしも正当化の余地は残されているだろう。だが、私たちが必要以上に生きものを殺し、必要以上に他の人々や動物たちを苦しめていることが明らかである以上、もはや正当化の余地はない。

このように、私たちが今のような食生活を続けることは、とりもなおさず他者に害を与え続けることになる。そうであれば、食生活を改善するよういさめられたり説得されたり嘆願されたりするのはしかたがない。そればかりではなく、このような食生活を罰したり、止めるよう強制することさえ、正当と認められるかもしれない。今は単に、私たちが罰したり強制したりする存在が、たまたまいないだけなのである。だが、そのような裁き手は、今まさに現れようとしているのかもしれない。

2. 「自分さえよければいい」

しかしながら、他者に害を与えていることまで認めながらも、なおかつ、今のところ咎められたり罰を受けたりしないのだからいいではないか、ラッキーではないか、と開き直るタイプの反論もありうる。つまり、他の人々や生きものがどうなるかと知ったことではない、自分さえよければいい、という考え方である。今の食生活を続けても、自分には害がない。殺されるのは他の生きものであって人間ではない。苦しむのは「南」の人々であって、日本に住んでいる私ではない。工場畜産

で苦しむのは動物たちであって、我々人間はむしろ肉を安く食べられていいではないか。このような考え方こそ、もしかすると私たちの現在の食生活を支えている根本的発想なのかもしれない。

自分さえよければいいという考え方は、自分の行為によって他者に害を与えているが、自分には害は生じないと見込んでいる。だが、自分に害が生じないのはたまたま事実としてそうになっているにすぎないのであって、その人が害を加えられない権利をもっているわけではない。彼は他者に害を与えているのを意識しているのだから、もはや他者に害を加えないよう要求できない。したがって、事情が変わって自分に害が降りかかってきたとしても、文句をいう筋合いはまったくない。彼はいつしか、現在の「南」の人々と同じようにアグリビジネスに収奪される身の上になるかもしれない。あるいは、地球を征服した宇宙人によって、真っ暗な畜舎にぎゅう詰めに押し込められ、日の光を浴びることは決してなく、ひたすら抗生物質入り肥育飼料だけを食べさせられて、屠殺され解体され食われる日を待つことになるかもしれない。たとえそうだったとしても、彼は自分に加えられる仕打ちを、いっさい倫理的に非難できないのである。

こう言ったとしても、私は彼を脅し、恫喝し、呪っているだけのことである。たとえ自分が苦しめられ殺されるようなことになったとしても構わないというなら、もはや倫理的議論をしても無駄である。さもなくば彼は、けっしてそういうことにはなるまいとしたたかに計算しているのである。私としては、その計算が間違っていることを願うばかりである。害を被っている他者への思いやり、他者の苦しみへの想像力というものが、彼には欠けている。そういうヤツには、もはや「バカモン！」と怒鳴りつけて鉄槌を下すしか、できることはない。

IV 目をつぶるなかれ

さて、以上で、私たちの現在の食生活が他の人々や生きものに不必要に害を加えるようなものであることが明らかになってしまった。「他者に害を加えない行為は自由である」という自由主義の根本原理からしても、他者に害を加えるような行為は規制されるのだから、もはや私たちの食生活は個人の勝手というわけにはいかない。私たちは食生活を、なるべく他の人々や生きものに害を加えないようなものに改めなければならない。それは具体的には、アグリビジネスの製品を食べないことであったり、工場畜産によって生産された肉を食べないようにしたり、菜食主義者になることであろう。一人ひとりの食生活が最終的にどのようなものになるかは、どの倫理規範にどれだけ拘束力を認めるかによって、それぞれ微妙に異なってくる。

もちろん、改めるためには多大な努力を必要とする。かく言う私自身、改められる自信があるわけではないし、もしかすると、努力しても改められないことがあるかもしれない。しかしそれでも、そこに問題があると知っており、なんとかしようと考えていることには意味がある。

知らないことは罪ではないかもしれない。しかし、知っているのに改めようとしないこと、目をつぶって考えようとしないことは罪である。

(註)

(1) 今日の畜産については、ルース・ハリソン『アニマル・マシーン』講談社、1979年、ジム・メイソン&ピーター・シンガー『アニマル・ファクトリー』現代書館、1982年、ピーター・シンガー『動物の解放』技術と人間、1988年、第3章などを参照。

(2) 植物にも感覚があるという説については、P. トンプキンス&C. バード『サボテンが喋った』詳伝社、1974年を参照。

(3) スーザン・ジョージ『なぜ世界の半分が飢えるのか』朝日選書、1984年を参照。

(4) 総理府管理室による。

(5) 農林水産省経済局統計情報部編『ポケット農林水産統計』農林統計協会を参照。

(6) 鳥山敏子『いのちに触れる』太郎次郎社、1985年、pp.16-17.

(7) なぜ、自分で殺すべきで、他人に殺してもらってはいけないか。それは、生きものを殺すことが非常に悪いことだからである。そんなに悪いことを他の人に犯させてはならないし、そんな大罪を他

の人にかぶせて自分の手は汚さないというのは許しがたいからである。では、なぜ殺すことがそんなに悪いことなのか。それはやはり、生きていくということが特別に意味のあることであり、きわめて尊いことであると考えているからである。このように、「殺すのなら自分の手で」という考え方は、生命は神聖不可侵なものだという思想を根本的な大前提としている。

(8) ピーター・シンガー『動物の解放』、およびシンガー『実践の倫理』（昭和堂、1991年）の第5章、などを参照。

(9) トム・レーガン「動物の権利」（シンガー編『動物の権利』技術と人間、1986年に所収）などを参照。

(10) 『実践の倫理』第6章を参照。

(11) シンガー『動物の解放』第4章、『実践の倫理』第3章。

(12) Peter Carruthers, *The Animal Issue*, Cambridge University Press, 1992, Chap.8.

(13) 臓器提供者の身体から徹底して臓器を摘出することについては、立花隆・NHK取材班『脳死』日本放送出版協会、1991年、第3章を参照。また、脳死者の身体の利用については、森岡正博『脳死の人』福武文庫、1991年、第4章を参照。

(14) J. S. Mill, *On Liberty*, Penguin Classics, p.68. (岩波文庫『自由論』p.24、中央公論社『世界の名著 ベンサム・J. S. ミル』p.224. ただし訳文は邦訳には従っていない)

(謝辞)

この原稿の執筆過程で貴重なコメントを下された鬼頭秀一、柴田清、田中浩朗、土屋弘子、林浩二、森岡正博（五十音順）の各氏に感謝します。